

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5 6 7 8 9 20 1 2 3 4 5 6 7 8 9 30

JAPAN

73  
6352

復神  
帝  
勅定憲法和譯全



教部省旨

一敬神

未開先神  
正開天神  
九天六地  
守護國家

地祇真神

神事

一愛國

純天一理  
陰陽二理  
中和人

神事

一天理

仁恩謝德  
天政正上  
布告治下

神事

一皇上

神武帝來  
齋清中天  
常倫和人

神事

須欽令體認遵奉之事

皇事

和字五憲法序

去  
水五味均平藏

五憲法有皇國之累柱也不可  
不慎慎乃為立門祚而志厚於書  
首選立科注今文列之可謂  
學事之情理之也大哉此舉也  
佐此謹不隨古而亦加之序

御以志を立す而子の政治を申

仲多

總本山大教主

隨喜



推古帝勅五憲法再刻序

和而不同

天運也。は月は盈與ひよく。物の盛衰也。  
人ひ賢愚と莫なれ事。己の勤怠と信歟。

すく古弊は洋裁もくら。選用のお義也。

皇國上に之の國紀を續。吉圓曰く、十巻の旧事紀を  
も、百年前のをまちて居て。伝承者ちかと云ふ事。傳承人のひかも  
うも、百より千年は、今より多く、百年の古事記也。又、伝承者もひかも  
うも、古事記へ。況や西宮は十巻も。も、大田事記も、選用も、古事  
記も、古書院へ。且義俊曰、太政記は三十巻も。古事記  
より選用ぞ。古事記も三十巻も。あれハ三十巻ハ古事記也。古事記  
は後人の傳もあらまや。皇太子ひま文と、時ほ儀式人のかみと、後人の御

東方隱士

丁

序云。今習日辭とへば大曰事記をさす。又序云。正先記々謬錯と。本記中元  
議集記中か。安万侶の見よ不合とモレ。六象引記錄とさん。古記  
をもと人づくのと。又老人の口傳と記すとあり。へそゆゑを人と。七十生とさん  
ともうる。推古天皇みすまち。古事記のたゞま。凡ハ十年におき。さむは先  
皇太子の侍を。選用。ひよおを。叫びけし。三十卷日本紀。ひよ皇太子に。もとより。坐す。  
か紀かくも。皆もとと經送をさむ。ものあれ。豈  
すかみ未のみと。ありて。は本状。伏せばましや。伏せば  
上之復古。天連。古に王政復古。御坐と。や。旧  
神武天皇復古の憲法。す復く。武藏と除く。

の。規範なし。事をあさひ。且ハ皇太子政宗  
忌ふ向ひ。王政鎮護ノ御舊承を仰ギ。ま  
らん事をうひ。数年巡講之間。ほきの人に多  
く。已よ弘通きんならむと。ね文庶人ト。ま  
で。倦ざら全そと。歟慮を下思ふ少弟波  
うきまほく。國より乞給わる。弘りんお  
とと清ふ人の教めあはれ。もじに切ふれおし  
え。とく。皇太子政法隆學向寺。一山移住を願

じ。是を室太子殿中レ講セリと。す。す。す。  
中院がえ。（支朝僧都）。ふかふか主恩を授き。あ  
られ皇太子也。我を名せしもひて。いぬへを  
ふなぐと。足跡をもつけず。くぬ。じびの  
室。送小官許を蒙る。梓は昇る。音  
さり流し。だらり。王政也。助とも。す  
ゆのぬへ。然ふ序文。（墨田をち家瓊山子と称）。通家と曰憲法  
と。やふ。づきの齋諱のまと會合せらる。事。序

文の如くある。ひまつてさうともみだる。古  
いれのれ承の亦一義を漫て。是成助く。己小  
卒紀序に。あひ詔をもとしく考へた。神  
ハ麻の角十七字を教ふなづく。十七憲法  
またもよび四憲法を製したるあるとよ。文  
ノ齊卿とは議。廉角十七字の義はもどり  
改め。と云ふ事はなき事。もとより年。蓋  
て天授の王政をおもひだ。

推古天皇。聖德たゞ小縁を有さむ。とおれの  
こと。あれ。苟しともそつてに住みく。天より傳  
事成らし。天政乃王道を慕ふも。誰うせ復  
古。神武王政の古をおぞくせんや。今は古典  
は故まと温ねば。天ト一脉が一脉ともなり。す  
う。方今。勅誓。萬民保全。國恩を被じ  
まらん。ざと。身を絆かと歎く。不紀是と  
ことなくすく。年より天政を稱せし。因志ふ盈

てんかくを欲ほるのみ。且希くも。吾天子  
賢哲。西洋多教を熟覽し。吾天子のる  
風氣。深済さむ。洋表憲法の詔も。改易さ  
くも。六憲法。一新乃起。詔。故鄙と等  
く瞻仰せし先ハ。莫世我國主たゞござら  
めや也。

明治四年辛未秋

華頂山勸学院中神阿欽誌

勅五憲法序

推古天皇六年。越國より白唐。とよそまつる。其白き  
と雲。七十七騎。その高さ八尺。身のけ至く八寸。角の  
冠。契龍花。日。車。地。天。水。範。鼎。十七字。ちり。おほ文小  
字。皇太子勅。憲法十七條。制。天下に傳。小又。名。之。爲。之。  
亦。政家憲法。儒士憲法。神職憲法。釋氏憲法。あり。

五絃琴。樂器なり。樂々人情を和ぐ。此故ニ一章  
の和道也。政々人倫と沿む。人倫也。和道も  
先取るいあり。次子斗も斗柄也。天小順そめど也。  
このゆゑに才ニ章い順道也。以て改名と成也。  
天あくち比乃せ。君の言ふ事ひ。君は行す。次子  
月を進む退むは節也。禮乃體也。とて改名ニ章  
れひ。人倫の大儀也。台と三公星也。名あり。  
至性とけ。此も又に才四章の政也。王道  
は本也。統々所照の意あり。明の神也。照も智也用

なり。あの故小才六章の智道也。政道也。大要也。  
竹々長草。筋河ると肉のうつ筋と。色乃常聲と。性の  
強との徳あり。官小河ふ者を心虚にして。心筋を張く  
し。事小河ほじく。行を常ふべ。され官よ居る者は  
心筋ナリ。此故小才六章の友道也。王道の大義也。  
冠々位階の恩。朝廷也。臣也。位階と以てればそのふ。この  
故小才七章の位道也。皇政也。極あく。契也。古葉  
ナリ。文字は道理ともある。道理の位小法す立。信も  
立。理も立。而して起る。此故ニ才ハ章の位道也。方法

は要なり。龍々の身のねあり。大身おほもて小身こ。子  
かく。この徳の徳の徳の徳也。とお放小身九まい謙道をも。利  
後乃へ礼道は家す。花を開藤松れ。堂冠の血  
小身車道乃相あり。キ十まい車道也。政乃は  
曲まげ。日と天の主を烈光と玉陽との徳を備。つ  
神道每元は主上役あり。主上も日徳と以て自ら  
をも。臣下は因徳とをして主上役とつぶ。お放ふ  
キ十一まい主道をも。承え乃え。車くるまも  
ゆれ。西輪河とて闇に有司め。せのつもくに

三さんきうち多役たやくにて。不足あふり。多役たやく。車は用闇よみやくと  
れ。此このを小身十二まい司道役じどうやく。官道の用也。  
地主六地ろくじ。貞室にして万物を取立徳とくとく也。此  
役子才十二まい徳道役とくとうやく。万善の根ね。天を  
九天くわん。四時百刻毫釐ごくれんも私わたくし。は放小身十四まい  
公道役こうとうやく。皇政こうせい乃綱つな也。水みずの夏解冬潤なつわかひゆう和  
方園わがいん。皆時小隨すうのすゞすづ也。と紀時ときはみちと表あらわし。此  
ゆゑ才十ニまいか時道役じどうやく。民とほくの基もとにて。  
徳色とくいろよ無むべ。能のい日ひ。云い。おお日ひもれぐにて。大小の

事はわづれ。おのねふ才十六まへ品道ともあり。法事  
に應ざるは核すり。門々竈の器。ニ足ばぬもしくり。  
これ儒佛神は三法ふある。儒は五典と明にして。存  
世と治む。各の功徳せふおよぶ。釋は五教と號て。涅槃と  
みちびき。経の德存せふおよぶ。神は今乃世。はの世不  
わくると。因ドの陰失て偏あらじ。此故才十七  
章は法道はづれ。法事の品道をキモト餘解。廉  
文は琴。斗。月。右。鏡。行。冠。契。龍。花。日。車。地。石。水。範。鼎。才  
文字にひりて。和順。れ。政。智。官。位。信。謙。事。主。司。德。公。

時。品。法は十七道はづれ。皆一やうに作ふあつて。才道  
の政道よりれふ。故小上天麻角をいは。聖德皇室  
六小儀さくぎ。一曰法は憲法よりづけ。只通蒙憲法のみ。  
日本紀子書て。世に颁布は。颁布れ奉小い。才二條子。  
篤敬三宝洗まを記し。次に箇條。それ一段くふ  
後きて。おもじく錯乱し。才二條いもと斗文による。斗  
文ふるもぐゆゑす。順道はるふ。夫れはむ地のせ。君  
は言。長う多治り。上行ひ下ちくづふの義。をふある。  
教三宝は義と適當きだ。才十七條の鼎文ふるもす。

三法鼎うち乃のごとくあらび立たてはまるとやる年とし。不可獨  
斷だん乃のまへ鼎文おきふみよあらび立たて。もとより三條目めより下くだり。經  
にゆきまと。これ康文こうふみよ違たがむ。憲法けんぽうは因いんくおろすよ  
は私わたくしをふりて。又三法さんぽうは二宝にぼうすまそとば。儒佛神じゆぶつしん  
三法さんぽうをくびくら。執政しょくせいのますい。聖皇教示せいこうきょうじすも要  
ある。三宝さんぼうや鼎文おきふみは義ぎかずひ。聖皇せいこうのお嬪おひめよ詠  
げ。ほ小五憲法こごけんぽうともに。十七條じゅうしちじょうより紀かねひ。鼎文おきふみにて  
三法さんぽうをまど示しし。何ぞ通蒙つうもうの。ひとくに三宝さんぼうといふん  
や。昔むかはひの佛子ぶつし。むききら佛道ぶつどうをまうとむゆゑふ。

三宝さんぼうの字じ小あらび立たて。すゑに出てで会ありて。  
第二條じだいじょうすわよしくてわよしくて。中書王ちくわうそくわうに日本  
紀き小こ紀き。おうれおうれのあらびじう。舊事本紀きゅうじほんき。記き。又憲  
法ぽう乃の本據ほんきよてて廢ひきよ。ある人ひとを象ぞなわる。小五憲法  
をかかす。もともと公こう情じよう。余のこの望のぞにほふは  
次つぎで小こ廉れん文ぶんよよくと。勅文てつもんは略りく。知しらむと。そ  
ひそくの世よをなぞと爲なぞ。端は古いふりらむとのそ

享保十九甲寅年きょうほうじゅうきゅう こういんねん冬十月十日 謙山子けんざんしもとひ

## 白鹿之圖

頂高八尺身長五尺八寸  
角枝十七跨每枝根有文



## 憲法本紀序

## 奉詔 群卿記

推古天皇十有二年四月。上官太子奏て曰。神武天皇の上代。君正。臣誠にて。朝政自ら立て。別小憲法を用るに及ばず。然るふ近世寡卿万黎。天有の正直と失む。下世よき法度行なれど。天有や私と紛まざめて。臣々と失ひ。或ひ妄に法度を行ひ。遂て治世と乱す。我伏して希の陛下の聖徳。佳美の法度を守りて。上代よ復ら志め給へど。時より天皇曰く。大王の勧め時ある。希の我小代く之と製せよ。茲ふ於て上官太子。群卿と議しき。

通蒙憲法を製して獻上へ。天皇大悦び。再び  
曰く。願ひ諸家のため小別断も。相當の制規と布と。茲小  
於て上宮太子。再び群卿と議し。四憲法と製して。五憲  
法を全へ。且群卿小示して曰く。正政の本と學問と在。  
學問の本は儒釋神なり。是ニ法は天極の自有にして。  
人造の私小非也。能神武天皇の政が導た。國家政治免  
人情と云。黎民と善く。實物なり。然きども互小其  
一通下て。餘の二は知る者。是を妄物とする。詔て五  
誹謗。文も嫉妬に。故に天政と破キブ。叛者とも大

忌たり。かほ學問をなほり。無學の尤もなよ。あうべ。是  
己おのが知て好ありむ。甘あま。偏痴へんち。て知しらむ。の。あくと嫌きらひ。  
自ら廢こころするの。人ひと。ともともめ。其癖きじ。小罔おも。うそをめ  
むことと欲こゝ。乞こゝ。化の不徳ふとく。経中きゆう。にある。の。法理堅固けんぐ  
して。能機のうき。小罔おも。或も直ただ。或も回まわ。或も見み。或も匿かく。巧  
に世の。人情じんじやう。と直ただ。民の欲よくと伏ふく。画ゑ。と。是く天政の。太益だいえき  
入いれ。と。ある。後辨こうべん。さう。政せい。と。す。かく。あん。人ひと。い。う。後博識こうはくしき  
き。と。ある。其学まな。ど。ふ。書籍しょせき。と。空言くうげん。あく。一め。天政の用よう。小預  
らば。む。れ。然。惟。に。機法合きふあ。と。利益りえき。を。れ。放。此。法。を

此機と化せしる。は機小い合ひ。又此機の此法あらわへば歸伏せば此法あらわへ遷て邪見あらわす。是も又國と時と相應あらわると。せざるやと辨べらわす。又高大かて人道じんとうは益ますをふ。風土異ことにて還て大益ますを給あたす。又近き教かて人じんは益ますをふ。風土異ことにて益ます。此異こととも辨べらわす。偏痼へんご頑がんをもう放あけよ。是も今時の凡学ふがくのもの。上代の耆者きしゃにも。亦天政あませいと行ゆふ徵あまと詔おほせす。是も說事せつじめ。天理あまのりを以もつて忠ちゆうふまることなあり。是も今時の人に於て。其時代理あまのり宣あらわしく。事の宣あらわまで任まつせてあると言いふ。一往道理いわうのり小似ちがざら。天理あまのり小契おときざらば。是もあらわす。成せばて。

皆空言むなごんとあらわす。執政しそうれ人の能試のうしき。空言むなごんと實言じつごんを  
あらわす。實言じつごんに似そむ空言むなごんと似そむ要いのち能之のうしとあらわす。其言  
をもとめ給あたすと。是も人の行ゆ跡あとと尋さぐて用もちべ。必達ひだつするもん。  
夫政あませいを古典こでん小明あきらめひふ。各皆ひらく一ひとは的てきあれば。天有あまの理のりとて。天命  
の善よし小當あらわる教きょう。皆政典こでんの法ほうを以もつて依用よひようする。是もあら  
わす。高下直回こうげきじくまわ。國度こくどと時機じみを異ことむとべ。輒たゞく是も難むずを  
あらわす。又天の的てきより外ほかの教きょうを何なにほど巧うまいもとむ。天政あませい  
益ますもあれば皆捨すてば。縱よ令天の的てきを中なかるをなす。我  
國法こくぽ小害こひ有ある。並あわせふ之これは弃きよ。神道じんとうは我國わがくにの本教ほんきょう。

何より道よりめ是非すべし。但一<sup>アシ</sup>天<sup>ヒ</sup>金輪王の大覺典。  
震旦<sup>アシ</sup>老子孔子孟子等は天の的<sup>アシ</sup>中の大法ある。我  
每元<sup>アシ</sup>保障の句を除て。不満の句を皆用<sup>ス</sup>。神道の闇と  
る故<sup>アシ</sup>補<sup>ス</sup>と示<sup>ス</sup>。儒釋兩憲法<sup>アシ</sup>見<sup>ス</sup>。時小天皇詔<sup>ス</sup>て曰。  
總令時運<sup>アシ</sup>機改<sup>ス</sup>世<sup>アシ</sup>改<sup>ス</sup>。先に背<sup>キ</sup>異法と庸<sup>アシ</sup>を  
莫<sup>ス</sup>。代<sup>ス</sup>行政<sup>アシ</sup>改<sup>ス</sup>。天政<sup>三光</sup>小契<sup>ヒ</sup>國家<sup>アシ</sup>  
豊泰<sup>アシ</sup>社稷堅長<sup>アシ</sup>然るに若高慢<sup>アシ</sup>と以<sup>ス</sup>之と經<sup>ス</sup>。  
新<sup>アシ</sup>異則<sup>アシ</sup>立<sup>ス</sup>政<sup>アシ</sup>あ<sup>ス</sup>時<sup>アシ</sup>世<sup>アシ</sup>穏饒<sup>アシ</sup>。社稷堅長<sup>アシ</sup>  
あ<sup>ス</sup>。必改<sup>ス</sup>と其<sup>アシ</sup>同年五月六月十月詔<sup>ス</sup>五憲法<sup>アシ</sup>行<sup>ス</sup>。



## 推古帝勅五憲法

## 通蒙憲法

一曰。和として貴<sup>ス</sup>。人<sup>アシ</sup>宗<sup>アシ</sup>人<sup>アシ</sup>みれ  
黨<sup>アシ</sup>あり。まことに達者<sup>アシ</sup>。是<sup>アシ</sup>以てあらひ君父子  
順<sup>アシ</sup>も。まことに隣里<sup>アシ</sup>ふ。あうれば上やも<sup>ス</sup>。  
下も<sup>ス</sup>よ<sup>ク</sup>て事<sup>アシ</sup>論<sup>ス</sup>るにかあひゆ<sup>ス</sup>のへば。則ち  
事理<sup>アシ</sup>おのづ<sup>ス</sup>通じ。行<sup>ス</sup>年<sup>アシ</sup>咸<sup>アシ</sup><sup>ス</sup>。  
二曰。和<sup>アシ</sup>うけて<sup>ス</sup>。からだ<sup>アシ</sup>謹<sup>ム</sup>。君<sup>アシ</sup>天<sup>アシ</sup>天<sup>アシ</sup>は則<sup>ス</sup>。  
臣<sup>アシ</sup>あ北地<sup>アシ</sup>判<sup>ス</sup>。天<sup>アシ</sup>れほひ地<sup>アシ</sup>のせ。四時<sup>アシ</sup>い

行き四方に氣通さむこと。後傳。地より天を尊ぶんと  
すれば。やがてはひそむれ。是を以て君乃は尊まし。  
臣う事なり。上行つて下りて。おは故よ詔。詔うけ  
て。うかずつて。はばんがあらぐくじ

三曰。群卿百寮。れを以て本と。民が治むるは本。  
要するに禮よのぎ。上れせられ。下とれせられ。下れを  
えれ。があらじ。有あり。これ以て君にれあま。位の  
次すみぞれす。百姓禮よのぎ。國家をもす。

四曰。餐と経ち。食をもどると餐とうふ食。まねびやまね

ねれ。おれす。まねびやまね。欲が棄て。ひきだらき

せざ。あまうに詣。詣わきまよ。百姓れうつと  
は。一日小ふ事。一日すらたまふあり。況や年と  
かさぬるとや。あのじれ詣。詣は治むる者。利するは  
常とく。宿とてて。味すべき詣ゆるに。財ある者。乃  
詣。石汲水にあらひ。入やす。走。老の詣。もとと  
石下をぐる。うどと。きあり。是といふ。貪民をよ。あ  
而ぬあらば。乃道も亦そにおひそ。闇也

五曰。惡と懲。一善教。教むるは。古れ。を。曲。あま。是と  
以多人の善と。うしくと。あく。惡を見ては。れらじ

すと。其編次の者。別ち國家を覆に利害。人  
民はなやすと。もと。は。宿媚の者は。よ  
対して。ほんて下れ過ぬや。下にあひても。則ち  
上の失は。かくせよ。人をも。君子忠もく。  
民に仁も。あれ大机の幸もく。

六曰。人あり。そも。北役あり。みどりざるやう  
につとじぐ。その賢哲。宿よる時。すがうち硬音  
れる。義者。官ふある。別ち禍れもげ。世子生  
あづら。知よのをか。よくあり。が聖である。事は

大小とれく。人故渴て。あらじ治る。治る時も急にも  
緩も。慢小あひて寛。うり。これふよりて國家永久  
也。社稷者。官ふある。別ち禍れもげ。世子生  
よれん。人とりこむ。わざ氣に。ほん。人を。ごくせん。や。そ  
官とそとむことは。あきをり

七曰。群卿百僚。もやく朝。おそく退る。王事靡監。  
大事の事たり。終日に。至。一。度。是と以ておそく  
朝す。きば。急乃事。小おもじ。は全く退れば。事  
はきば

信契

謙龍

八曰。信と義は本なり。事毎に位ある。其の  
善惡の成とやぶるとは。かあびて伝ひ。群臣も  
に信向す。何事も成べし。群臣位を下されば。方事  
あとぐれ敗る。

九曰。念を絶ち。心小あくとくす。眞に棄て。形に現む  
さべ。人の違もあるを懲らば。人皆おのく執る所  
んある。彼と我とのする事。彼といたりまくりも。  
我是ぢれぞ彼非ある。わざ必一を聖小あくば。彼  
かねまじびとも愚に汚らず。共すこれ凡まのを是非

乃理。誰うそくちごめむ。相ともに覺ゑられば。彼と  
是化と。是を非と。たゞひ小めぐみて。環のはゝあき  
づぶく。是と以て彼を非道にして。眞はといふと。汝  
其非はとぞじよ。あくづく我うそと思れよ。  
是れ相もなほ小くして。はくらせぬふとも。をほく  
にあくづひく。同じくあるへ

十曰。功あると。やうの河ると。小往ひて。賞と罰ととて  
よ。おのく。賞も功小あくば。罚を犯小くば。事に  
あづる。群卿。仰天と。伏て地を観て。やくこ

花事

主日

ふく宣へと賞賛を仰すべ  
十一曰。國司。國造。百姓を聚斂して。非道ふより納る  
あとあうれ。國小二。君ちく。君小ニ乃主れ。天下  
は兆民也。王はもて主也。任せらる。官司は皆王乃  
にそり。何ぞあへ公と共に。私乎百姓と聚斂や  
十二曰。諸官任官者也。我と彼也。われく通じかは  
て。職掌はしれ。或々病也。或々侵して。幸に闇と  
あくむ。然るとた。併乃職掌を知る時も。相和てり。そ  
うも初。乍らくせよ。我與同。職分。向くば

車司

德地

やそ跡。小とそ。公勢は妨るまつあ。北  
十三曰。舜后百僚。舜はある。事ちよど。和れん。舜  
先は。人まと我をゆく。舜は。舜の憂。何くること甚  
きて。其極を知らず。舜をえするもの。心を。智れ。己  
も。勝を。は人。上ふあれど。下ふ良哲の。人に  
放出。はと取。かくぬかくあれば。み百輩。はのうちに  
一す。たとへば賢ふ。あふとも。千歳にして。一の聖  
を得ること。やまとす。賢聖は人。とゆざれば。何故

公天

以てこの國をもとむや

十四曰。私小そむき。公にむづふ。それほの道すり。  
おもそん。私あきばうねども。恨り。恵あれど必ず  
固執す。固をもすれぞ別ち。私を以て公故  
はまご。恨ねどもとれへ則ち。制小違ひ。法と害し。是  
人を我との争へども。おども。あれ小儀てよそく  
を推すとれ。推己能む。君故君せし。臣と臣と。故子  
古典小。夫子之道。忠怒而已。とつよ。はくはくら段。  
十五曰。民を達つに時を以て。とづく。古の良典は

時水

品籠

あり。此ゆゑに冬の月も潔ある。民と使ふべし。  
春より秋子まで。農業稼業め節うち。民はつふ  
盈うべし。農業あわべ。何とう食む。棄とうどんべ。あふ  
ぬう服せぬ

十六曰。大事をど獨り断べうべし。かあすとともに  
論すべし。小事はとれ。衆とせとふ論べにうべし。  
あゞ大事を論べふ。おもんで。或失。あゝむかと  
終ふ。もの放よ。底と共す。たゞひよ辨辯すれぞ。別ち  
理をもる。うそ

十七曰。あつて三法とうやまく。二法といへ儒佛神うち。  
 則ち四姓ゆゑに。王姓。天姓。すべて帰依する本をもと。これ  
 万圓乃大宗あり。何をはせ。づきのへう。りほ法と貴  
 ばる。人毎小きりよりて。無事のいきくあるなり。く  
 なれど。従す善小福る。そのをへと三法小帰依  
 するにす。三法よめせば。仰承てうまざるを。

直すよるべしむ

## 政家憲法

一曰。政とするれ道をひきりよまぐ天理ふやくまりて。  
 志を孤す。私のすみとにくまとぬよら。人よをよ  
 あとれく。れど孤よして。むきをよそ。人ふあざあ  
 幸せちよきよ。ねじれむれとべ。承ちふ幸をきく  
 ても。耳ふ道理をりとす。ふくひあざあとぞ。此  
 道理あるよと。口小説分とひきよ。あのゆゑに。  
 よくねじと。悪くよくあらて。くとやなよだ  
 融せよ。じきよくらう。うとあく幸を離るれば。づ

順斗

ここへむかひて。おの政和よ帰す。物と政と和ぎ  
融ゆるま北きた。兆民おほくみんをもゆり。兆民おほくみんをもぎりて。天下平あらへ  
二曰。小辰こしと。廿八宿じゅうはと。又星ほしと。天の君うみてるあり。天あめ  
轉移わんぎとつつととどるゆゑ。皆君きみある。主ぬしとと君きみとと。  
日論にに。公きみ。小位こい。公きみよ天度あめ。行ゆく。ももうははく  
ててきき。公きみ。幹支かんし。三十六禽さんじゅうろくきんの。くるりくるり。内うちへ。だらだら。臣おみ也。忠子  
列つ。忠ちゆう。行ゆ。忠ちゆうの義ぎ。定さだる。おれ人ひとれ君きみ。人の臣おみ  
理り。忠ちゆう。故ゆゑ。小王者おのしお。公きみに政はんして。にほ以よて化かんに連つづ  
え。およ。事こと。義ぎと。以よ。事こと。これ天あめの道みち。下くだせ

事業じぎょうは。君命きみめいを守ま。私のあやまちあやまち。別べつち定さだめめ  
刑けいを。ほ。上の政せい。を。ま。小こ。河か。てと。あやまちあやまち。行ゆ。ば。別べつ  
匹ひつ夫ふ。少すくな。員いん。く。放ほ。す。可こ。とと。が。あら。く。あ。よ。行ゆ。とと  
ざ。ざ。公きみ。放送ほうそう。政はん。や。橋はし。跨か。政はん。とと

三曰。天あめを。守ま。とと。地ぢ。乃な。そ。そ。ま。ど。も  
め。ぐ。ま。を。守ま。とと。謙けん。とと。守ま。とと。地ぢ。乃な。そ。そ。ま。ど。も  
則そん。天度あめ。小こ。あ。よ。び。地ぢ。も。こ。う。卑ひ。卑ひ。卑ひ。卑ひ。卑ひ。卑ひ。卑ひ。  
を。底そこ。とと。然ぜん。る。に。定さだ。り。卑ひ。放ほ。す。か。づ。一いつ。そ。ひ。を。ば。方ほう。と  
失ふ。人倫じんりん。中なか。お。育いく。て。て。か。か。魚うお。ド。か。法ほう。あ。に。

故に王者を若くして政をひき。は庶の教と格  
あく君命よ降る

四曰。人情へ先ふ聞ある。詔とすりて。これよかとする。  
故小法とば因づる。圓て。序ととせよせざれ。上と下と  
の詔を。大体をもとむよれ方にあす。下はやまよす  
す経べ。別ち上おどりて罪あえず。凡そにわあは  
役あり。漏する詔をうけ。非あり。政をする者。便を  
縁小かくぞとよれど。別正を施政とせよ。余き者と。  
寫はもよとむの詔。其緒まづき者より。まづまづは

時へ下の懲歎をまづ。一。あむ非政をおせば。天下みれ  
くらむ。何を以てう万機が治めよ  
五曰。政をする事。宣大あると。一。法度  
をうち。尚あによかじ。況や苛。荐き法度小おつてをや。  
五。禁ちる。主宰を。泰平をせんと欲して。令を平のそひ  
小任せて。憲子。數多け法度を多く。民其法の過るに  
勞を。また制度。はなづ。とを出づ。かくはめよ。年を  
達もう。おとばづひ。小國乃風塵。おこる。唯むとひの  
仁恕よよれど。泰平とくとくあむ

官竹

卷之三

正

位冠

六曰。法度をもつておみちる。先上の恥とことりれ。  
上に犯せらん。我とのまあいくすまば。下に犯と盗む。  
と公をまぐれば。下に犯せまぐ。上に盜ふわそ。下に盜故  
刑す北也。月に千人を刑さる。械人つゝます。す。  
上をまぐれるにあひて。下に枉み制すれど。月に  
万人を獄すおくと。罪人しゆめととな。

七曰。正に政乃肝要を。うに禁制すまび。禁  
用のふあうざれぞ。二つじ。政はあづくはも。仁徳  
あうれば。我などの者小異が負ある。勇徳あうれば。威

信契

ゆる者小おそる。義徳ふききば。賄はふく。智徳ふ  
くれど。巧あるものにくらまく。あらに徳りくのる。  
賢者たり。賢者を済うととかく。仁徳あるものを  
得じば。一徳す叶ふ者公用ひよ。一徳らむはとるて  
用をば。四徳ある賢者も。亦出來はあ。

八曰。刑を絶ふ。政の中かまこと幸なり。もやすた  
幸小おほききば。先皇れ道を失ふある。天より。政改  
する者。因を法を見て改めよ。あくにけり。刑改  
れもたううき。不孝ある者と。第一の恥と。見小

謙龍

臣うみは二ヤー。不忠あると考ニシ。不義ある  
がゆにとひ。孝弟一の道すま。たゞ我ほうびねまば。  
盜賊ふもれて幽小内。母の名を。械れとふくん  
で則ち刑。不孝とゆにて皆もまくれく。刑罰  
する凶凶れや。械屈もて治る事とるば。豈そも  
幸れも。もとももとまらんや

九曰。國役やもとするは本也。又の役をとれおほに  
にあり。その多き。米粟のおもきによりてある。人の  
せい。衣と食と本と財と富と。もの五はりことに

とひ。然るに多くあると粟が食て。田を耕し。食蠶と  
や。あひ。衣木が伐ア。本を伐り。家作ア。金と堀ア。財器が  
送る。何と以てゆこうに作ア。やさむ。ゆこう小作ア  
出さじバ。又りづくべぞ家々ふあるやうあらん。米れ直  
多納あれば。別ち五財。衣・食・本・やもに隨ひ。皆は直  
たう。米金をもあもせぬ。あもれた入用のあと量ふ  
をれば。則世間乃立。川五役失ふ。民寢よ於て苦。み  
あにおりて國あやうにあ。

十曰。米粟をおほくするれわい。ふ幸の非もとに至

五事ごじあるふは。君小富こまへ聚るにあく。民小あそびのにうるに者ちく。圃子ひじ荒あらーおく田畠たばの地じあく。政せいからきおれせてちく。朴いのをなるに。やぶさの取るはとあそびゆぢり。富まをすにと用れいば。圃子通用する意いを。よへのもともととむるキリ。遊あそする民みんあそば。穀物こくもの役ひをあり。あくあく一辺へと捨置すて。田畠たばすとあそび。からき役ひと本ほんだ。玉民たまみんふげて耕う。御ござのこゑこゑをめりめり。朴いのままうばうば。風雨ふういの裏うへあり。がくがくのびのびあうばうば。いづくいづくと米粟べいそく

多<sup>タ</sup>る爲ために

十一曰。穀札こくさつの本もとは圃ひとも多く民食みしょくーにあり。圃ひ之民みんまづに幸さいい財寶ざいぼうをま産うす。小集あつめをも。米穀べいそくと官莊かんじょう小達こたつとく称めい。贍じんするゆゑあり。そなれ城宝米穀べいそくと富まへ。慈じふうに國小住すんすり。寧なりおどらおどらと多おおき圃ひ小住すん。富まへ慈じふうを代しろ。貨かよよとて都宮つみや小から北きた。嬌わざわざおゆき世よへ。笑わざわざとて郷里ごうりよ流はる。富まる民みんを樂うで。己おのぎ身み。子孫こ孫こをうむ。故ゆゑよのよのと。つまもれそも。まづに民みんを。これぞ始はじ。身みと情おもい。

何よりて上の授おきゆふおとまきを

十二曰。主上は政をあつて給ふ事へ。仁ふやどまりて。  
されぞく。學まなぶ小天の度。地乃行。人法の理以てし。  
され先皇れ蹟をくも。臣おみこ生おき賢けん跡せき小みちびき。天  
の天下を安やすど。て民みん樂うきを樂うきむ。天然てんねん小御おごり。  
すある子御こごり。虛莫きもよ御ごりて。王道おうとう隆さか小に。

十三曰。宰職さいしょくと政せいはうあらむ事。義に山さん。おのき  
ちく。學まなぶ小の禮樂れいがくを以てし。勅てしるにお風かぜをあたへし。

天皇の天下政治とうざいめ給ふ事ことはあくされば。心こころを用る事

ちく。國家の安全にあくされば。するはうる事ことある。  
道心ぢゆうじんよらうばとば。腹はらふらうる事ことある。忠事ちゆうじにあくされ  
ば。體からだ小みほる事ことある。慮おもひるやう。宗廟むすめ乃おあやまきに  
至いた。つどの家の事ことふらう。顧かのうるふい。黎民りみんは苦くる  
にあらて。ござるあらざる。お門もんやけと實じつにし。私わたくし虚うつ  
よし。すぐやう身みは累報くいひを思業おもえしてするにあらば

十四曰。王者は政せいをあつて給ふ事ことある。政せいは派はば。  
高天たかまつの政せい。常立じょうりつ。私わたくしとれ。宰職さいしょくの政せいとう  
は。我政わがせいよらうば。天帝てんたい。天帝てんたい。中主ちゅうしゅ。の政せいちりとて。

焉小する事あらず。りと云れ我尔らうざねちる  
ゆゑ我よ恥ずとて。さて敬と致きり。体は殺し  
極れば己我をく泥糞あり。然るに我よあらず物  
ば。是のねとすれば。事忍にて理をまげ。業食草し  
ておもひ違ある。よ小一ノ忍河をば。さて下れ千の  
りそくある。よ一れおもひ違ある。どくそく下の  
万能くそくみとれる。國の災も。これよりおこるより  
十五曰。造士は。政をうやむやと云ふと。敬小止む。自ら  
の功をうやむやと云ふ。學をあつて。理よどぎりて。

忠信其がある。心とんにゆつておのとれ。心と義にて  
むかづく。年も一。よよそもしく老よ。はるかうく黨  
すること耶。己まごの恨みひす。敵やくもや。かたじ。  
勅命に進退して。忠義とひよ生死モリあらず  
十六曰。兆民政をおそれ。薄小とぞまゝにてあざむく  
ことれど。農者と耕し。培ひ。耕す。休ヤナして休ひと  
をもとべ。工者い。法乃シテ小作ハセ。天任子シテ。地はと立  
うつぐくあらへて。業よ厭アキことをあらず。商者と  
荷ひ。殖シム。舟渡アラミ。歩ハシして。而作ハサ。傳ハシマとぞばん藝者

と問ひ。もじふ案。徐。すつるまこと。もくばは。  
法御令よつゝ。勅と命用ふ。おほべー

十七曰。政を學にあくぞれぞき。また本ハ儒道  
佛道神道。うち。然るに三ヶ中小。一。道を好み。の。外  
外は二の道をもむふ。その。也むも。世子有  
あくそく。尋みて。そなやう。がん半。を。思ふ。そ我  
知ると理。そへて。もく。はを。解とする。あぢ。政  
政小あづる者。を。二。道。や。もに通じて。一。偏。よ。か  
よ。も。解。よ。じ。おもへ。く。い。そ。は。一。と。ね。む。者。い。政

## 儒士憲法

まげん。政をまぐる時。王。遁。す。乳。強。勁。發。ら。る。

一曰。儒の道。いふ。き。れり。と。わ。五倫。乃。源。を。り。い。ふ。き。い  
身。と。居。り。ふ。倫。は。を。も。じ。五。倫。を。身。と。立。り。人。や。く。て  
せ。み。ち。を。掌。ば。ら。と。バ。禽。獸。の。あ。く。と。は。に。お。ち。承。く。君  
子。は。威。儀。と。う。く。あ。ふ。そ。の。是。あ。ふ。而。人の。和。と。先。と。れ  
二曰。儒の宗。と。す。と。と。理。以。天。極。よ。や。そ。は。と。天。度。小  
る。然。お。れ。古。聖。の。学。ば。河。圖。洛。書。小。立。天。を。宗。と。

神小通にて。人は天地の間乎。靈とまよ半と曉て放  
あり是を以て人倫和し。日用小魚也。或は天以  
捨て。唯日用どひ。神を捨て。もたら人の事と云  
ば学あり。治す。ちうに小似よひ。遠一  
三曰。儒乃掌とする。禮樂にあり。れい人の儀を  
みちびき。樂と人伦和也。のぶ。れば学て。天乃  
言文。かあひ。樂と掌て。天の運度にうる。我と節  
する。禮。天を。是。天の威儀。天の理。法。御み。て。  
ま。が。手。天理りども。是。天。は。あ。と。が。あり。我と。和

する。樂あり。おの和。天度。は。乃。と。する。て。度。り  
より。我。よ。あれ。ぞ。そ。り。れ。と。樂。と。天。と。我。と。あ。い。な  
て。そ。れ。一。も。禮。樂。天。我。の。四。り。一つ。に。ある。そ。則。道  
そ。り。そ。と。一。川。あ。ぐ。き。道。理。を。ほ。ア。そ。そ。れ。人。倫。の。き  
あ。き。禮。樂。我。小。あ。ま。そ。と。を。も。れ。ざ。る。常。ち。れ。ば。き。あ。れ  
て。ふ。と。あ。も。い。さ。か。わ。捺。る。時。い。れ。よ。あ。べ。何。そ。寔。に  
道。り。ら。舜。

四曰。儒。そ。れ。博。識。強。記。そ。り。そ。れ。致。知。格。物。の。初。失  
そ。そ。れ。る。そ。の。れ。要。そ。孔子。門。人。の。曾。子。へ。告。終。く。一。貫

智鏡

の経たり。一以貫之と。これとは別道あり。され  
て明徳。其位を中庸。その位は忠恕たり。嘗子は  
忠恕といへる。むれとひはよへりうべ。王者の竟辯  
禹と師と。以下を周公孔子孟子と附とし。志  
記章文詞小ぢに。その学ぶふ。徳より。故小何ほど  
博識ちりとも。徳もとく賓客。師とするにこじ  
五曰。学問をもひたての外へふへ。すゞひ。先聖先  
行ふ跡。教習よ。問ひ。先聖れ説置経へる理をと  
そり。文義詞はい。そなへ小自然とそれをとるあり。

然るにあるひと先聖は必と捨す。理のみとり用ひ。  
文辞とのとどひる。學問をもひじつとあり。跡  
ちの理を。理にして善耶。理ひうへあふ文も。空  
文にして。つづき。筆ある。豈周公孔子れみちあんや  
故小今れ學ない。すゞ舊に人先ふあれども。それよ往  
び。或もあくまぐ者も。文辭の。教事として。をとて  
利あらば。

六曰。儒の由ある。身と経ほのと。身はとむに墨  
也。上古は。易經曆學遁甲。黄帝の時。夙后遁甲と姓  
也。鬼神の。極きも。終

終あり。中古より本草内經の後あり。下古より詩書禮樂の後あり。道德全焉。ニ古に及ばず。上古より心を煉る聖人也。下古は理故煉て聖人也。是故も古より儒と三皇伏羲・神農・黄帝をり。故す。ニ子団公・孔子・と執る。此間小偏我ら也。三皇小偏也。ニ子の故に二子より傳とども。傍傳也。今三皇は於て故に二子より傳とども。傍傳也。是も亦もともに主んとする所也。わのまことにくらむてんす。

然らば實學は失ひてあり。天下遠くする所也。下アホ。待書礼樂をも棄て。あら後傳の利に瓣舌也。もうちひて周公孔子よりも宗教をもも。制法

以てこそ聖人あくべ。聖人の道す。孔教

七曰。儒を尊ぶ者。孔益也。乃は江之吳國を貴也。堯舜三代乃びとき。ヨリの國々黒ある生王小帰ひ。故千里の國をうへ。ヨリの先皇故ちす。死ぬも。吳邦のうを知す。余神道ともうざるに信て。うち。やくはやくも。は異國乃王來て。我國を讐せ。かくは吳ふ。すも。うは。異國乃王來て。我君はすて。うれ下堂せ。ひ。故ふ儒を尊ぶ者。先我儒也。天の厚ふの余。かくは。乃をも傳。学まで。ヨリの先皇の事実を教ふ也。何ぞ者と往く。

自國を捨て。化れ國より來るや  
ハ曰。大學と講ずる年。主上からうじばにあてて  
平天下を唱へる年。あゝれ。寧戚もあらば。身小河で  
多國を治むる者。彼は誰とれど。愚もくい庶民と  
きて。國をも望め。先造士をもして。天下をもめじ。化  
教元の神を也。宗祖とあらう。我國の法は。  
欲ある邪。耶。望むる所を。へ。悉く停止す  
也。

大学と講ざる年。用明天皇元年秋七月。聖皇

奏聞して。詔とうけて。禮記より大學中庸を出。し。  
孝經があらぐま。やうもに是と二經と称ひ。故ふるは  
うるは。大學は講ざる年。あり。大學は。國を下せ  
治年。と。なと欲す。それを棄へえり。致達の義。小治  
びくとも。あやまちて。漢乃も。徂。陈涉が。あらじ。  
自立れ心と。もと。年。後おもんて。此。箇條を  
あ。一。経。の。事。を。放。と。彼。國。も。臣。子。級。考。純  
道。を。り。我。祚。ふ。も。神。孫。血。統。の。主。承。ある。が。放。と。改。一  
了。臣。位。君。位。小。す。ま。せ。治。小。令。と。出。さ。む。年。

龍謙

ちくにうなあむ

九回儒生を殷乃湯王周の武王といひ多至人。方  
世の師として。是國の理の爲すよ。放下下よりよ  
冠ても咎めし。これを我神國ふるむまば。裔元乃  
罪人あり。歎えい天統故絶乎。かくれどときは地  
人乃理とあそばゆゑいつれとあれば。宝物を巻きて。  
其は罪天より亡びてよ。あまばたり

十回異端教の幸い。孔子すてにをと言あり。孟子小  
あひそ名うり。れ子い。是教がまひるに害のものなる。  
また楊朱。墨翟。荅。老子。西方は佛教。子乃にて。  
の後ふよ。今ちふくへ。儒者も。やいまに

異端ゆらぐべ。黄老。佛。神ふよ。はま。孟子につく。  
楊朱。墨翟。老子。孟子。荅。小  
先賢もの名うる。真人。玉人。佛。神ゆてとぞ  
よ。これあると。佛。神の道。聖人。小舎てとぞ  
一通り。然此が佛。神をうけ。即ちそれ聖人と破定。  
改めやうるあり。道をそとあけ。罪を。叛逆て。りも

もくしきちうを

十一曰。孔子曰。怪力亂神。と。論語。子曰え  
く。その。おへい。常道治論。は。宗と。する。が。故。なり。され  
かは國か。相應して。我。神。國。い。矣。あ。は。故。なり。つ。の  
國。き。う。は。神。よ。た。御。ど。う。怪。き。幸。い。神。の。功。用。あり。  
説。ざ。れ。ば。列。神。德。と。ち。み。す。る。ある。神。い。我。國。の。德。は  
神。き。り。没。さ。き。ば。每。え。の。よ。な。と。あ。わ。て。強。て。こ。れ。向。小  
信。を。の。き。わ。う。ふ。れ。忌。人。を。り。

十二曰。如。神。在。と。の。る。い。そ。は。と。後。寔。よ。ひ。神。を。ぞ。れ

ども。寔。小。在。ぐ。く。く。や。く。ふ。文。句。注。勢。なり。これ。は。死  
せる。者の。幽。暗。れ。中。に。あ。そ。ぶ。精。氣。冥。境。ふ。沈。む。靈  
魂。乃。も。ふ。ゆ。一。莫。象。よ。歸。す。る。神。以。祭。祭。方。なり。  
も。の。國。れ。神。を。天。う。り。此。ふ。に。海。ま。ま。ふ。神。あり。此。國。小  
耶。ヨ。キ。ヒ。神。あ。り。て。て。比。卑。禪。山。東。あ。は。ふ。に。結。座  
は。す。キ。ま。ま。す。初。鬼。そ。レ。ぐ。る。皆。も。よ。よ。よ。め。ち。り。如。神  
左。の。義。と。頗。よ。近。て。神。社。小。あ。く。ほ。き。び。や。く。く。ハ。神。神  
は。法。度。以。教。も。じ。れ。裔。元。の。國。よ。お。そ。は。や。く。め。や。く  
緒。統。す。と。と。あ。れ。

七

東五經

十三日。古の儒道はかとすはま。天小天帝あつて  
神靈をもととある。地小地后あまそめ化らまと  
か。今魂魄ありておの矣らるまとかは。物を精  
靈りまそ雪怪あるま。はるは天せの有れ也。  
古の聖人では有物と立さ。人乃常故をもむ。故  
泰平をなして。わざう宗源道ふ遠りだ。はづくれ儒士も。  
神佛の神通をあらまと。捨すむあれ。古聖  
のみれわをあらまとすれど。刹ち法主ちん  
ゆく。坐るに有物城ひすみて。垂やまとば。幻法すと

北放逸す。り。故小皇制は弱く。神佛の神力もぬぐ  
ちと改乃て事あらば。わくとよ己が知るところと  
すいふなり

十四曰。学問はすまし。すゞしく先代の儒と學  
で。後代の儒小徳サムコトをさばく。先儒も鬼神を見。黄  
泉ヤムツとしゆ。これ古史に載るシテル。放ハラフふされよ。故ノナ  
て放逐ハラフジツあらば。わざの幽タマシれ神道カミミジをもひらべ。後儒ハタケルの鬼カニ  
帰カムありや舍得トクして。野土ノリヌチを小廻サムクするとひ。神カミへ申すり  
や解ゲ了ヨリ。空虚スム小散スムづく。ひまごとくもろにむる。

まは乃鬼と申達えよ。とく御と御家をばて  
太平鬼魂冥府とひらきやぶる。嗟乎もとく  
古史収破るのよにうべて物の有物とやどき。人乃  
極を而収破る。ふ法の實とやどき。收めえと破る。是  
傍の神佛之道よ挑で収めうみざむちうり  
十五曰。後儒おもづらく。神を陰陽は考ありと。故小  
理の躬。氣純躬乃躬あると。考と  
りあと。又れもづらく。魂と氣血と精をりと。故  
におひくふ。死魂いまと共に散滅をとづけ

お此人間に思量もつてからにて。朴佛乃智ヨリ  
は法座をすまひば則ニ論。大己貴イ  
立  
安國  
死魂散滅せバ劔菟狂ハ牆  
瓦室  
ム。あらば則天神よ誓ひ。地祇小信  
伏する事。是よりあらば改宗の望と失ふある  
十六曰。孔子。西方の聖人と称矣。老子ハ  
龍乎と不以爲然。然るに儒は掌まな書あらわしを能傍のぞむ  
て能のぞり或々又富云ありと云ふ。孔子い聖人あり。列  
子い聖者あり。何れもあらひとて爲モの語

ちむ。老子ハ古儒あり。冲莫<sup>チム</sup>は聖<sup>セイ</sup>なり。豈<sup>カ</sup>有<sup>ハ</sup>誠<sup>ハ</sup>以<sup>ハ</sup>事<sup>ハ</sup>道<sup>ハ</sup>體<sup>ハ</sup>也<sup>。</sup>とぞきり。釋佛ハ天も神めに付<sup>ス</sup>し。皆<sup>ハ</sup>是<sup>モ</sup>者<sup>也</sup>。

人間の初<sup>モ</sup>もつるふ小<sup>ハ</sup>く<sup>モ</sup>う<sup>ハ</sup>は德<sup>モ</sup>あり。モーマ<sup>ハ</sup>是<sup>モ</sup>多<sup>シ</sup>い<sup>ハ</sup>事<sup>也</sup>。

多<sup>シ</sup>い<sup>ハ</sup>事<sup>也</sup>。本<sup>ハ</sup>これ<sup>ル</sup>。あ<sup>ハ</sup>そ<sup>モ</sup>ひ<sup>ハ</sup>強<sup>シ</sup>みの根<sup>ハ</sup>ある。

十七曰。朴<sup>ハ</sup>の学<sup>ハ</sup>。堅<sup>ハ</sup>宗源<sup>ハ</sup>。裔<sup>ハ</sup>元靈宗<sup>ハ</sup>。三教<sup>アリ</sup>。天地人<sup>ハ</sup>三元<sup>アリ</sup>。とよき称<sup>ハ</sup>。核<sup>ハ</sup>小神<sup>ハ</sup>。心<sup>ハ</sup>理<sup>ハ</sup>。氣<sup>ハ</sup>境<sup>ハ</sup>。五<sup>ハ</sup>方<sup>ハ</sup>。六合<sup>ハ</sup>。七<sup>ハ</sup>極<sup>ハ</sup>。汝<sup>ハ</sup>躬<sup>ハ</sup>立<sup>ス</sup>。合<sup>ハ</sup>。天地人<sup>ハ</sup>。也<sup>。</sup>十七曰。朴<sup>ハ</sup>の学<sup>ハ</sup>。堅<sup>ハ</sup>宗源<sup>ハ</sup>。裔<sup>ハ</sup>元靈宗<sup>ハ</sup>。三教<sup>アリ</sup>。天地人<sup>ハ</sup>三元<sup>アリ</sup>。とよき称<sup>ハ</sup>。核<sup>ハ</sup>小神<sup>ハ</sup>。心<sup>ハ</sup>理<sup>ハ</sup>。氣<sup>ハ</sup>境<sup>ハ</sup>。五<sup>ハ</sup>方<sup>ハ</sup>。六合<sup>ハ</sup>。七<sup>ハ</sup>極<sup>ハ</sup>。汝<sup>ハ</sup>躬<sup>ハ</sup>立<sup>ス</sup>。合<sup>ハ</sup>。天地人<sup>ハ</sup>。也<sup>。</sup>

十七曰。朴<sup>ハ</sup>の学<sup>ハ</sup>。堅<sup>ハ</sup>宗源<sup>ハ</sup>。裔<sup>ハ</sup>元靈宗<sup>ハ</sup>。三教<sup>アリ</sup>。天地人<sup>ハ</sup>三元<sup>アリ</sup>。とよき称<sup>ハ</sup>。核<sup>ハ</sup>小神<sup>ハ</sup>。心<sup>ハ</sup>理<sup>ハ</sup>。氣<sup>ハ</sup>境<sup>ハ</sup>。五<sup>ハ</sup>方<sup>ハ</sup>。六合<sup>ハ</sup>。七<sup>ハ</sup>極<sup>ハ</sup>。汝<sup>ハ</sup>躬<sup>ハ</sup>立<sup>ス</sup>。合<sup>ハ</sup>。天地人<sup>ハ</sup>。也<sup>。</sup>十七曰。朴<sup>ハ</sup>の学<sup>ハ</sup>。堅<sup>ハ</sup>宗源<sup>ハ</sup>。裔<sup>ハ</sup>元靈宗<sup>ハ</sup>。三教<sup>アリ</sup>。天地人<sup>ハ</sup>三元<sup>アリ</sup>。とよき称<sup>ハ</sup>。核<sup>ハ</sup>小神<sup>ハ</sup>。心<sup>ハ</sup>理<sup>ハ</sup>。氣<sup>ハ</sup>境<sup>ハ</sup>。五<sup>ハ</sup>方<sup>ハ</sup>。六合<sup>ハ</sup>。七<sup>ハ</sup>極<sup>ハ</sup>。汝<sup>ハ</sup>躬<sup>ハ</sup>立<sup>ス</sup>。合<sup>ハ</sup>。天地人<sup>ハ</sup>。也<sup>。</sup>

### 神職憲法

一曰。神道<sup>ハ</sup>ニ<sup>モ</sup>本<sup>ハ</sup>。方法<sup>ハ</sup>の根<sup>ハ</sup>。宗源<sup>ハ</sup>。天地<sup>モ</sup>。人<sup>モ</sup>。神<sup>モ</sup>。也<sup>。</sup>裔<sup>ハ</sup>元<sup>ハ</sup>。日<sup>モ</sup>。祚<sup>モ</sup>。靈宗<sup>モ</sup>。心性<sup>モ</sup>。也<sup>。</sup>

順斗

三教道と一緒にして放在矣。これといふ体とて。大  
社を天下をぢり。國社の世家をゆす。縣社の群民と  
守は。右れ三社を風雨を頼じ。禍福を掌る。これと以  
て用とへ。神用そひ治と一緒にして。わざ國の基あり祭  
除小れといひて。行るに理以て。事は信とひて  
すとれい。別神を我と一緒にして。道茲より  
天小御一七八結る。故乎神職の者い。おのれが正まれば  
ぬこと。並ある善道のうまれつゝもあらむ所とめて。

敢てやし。手に取ふるあさじ。神の妖怪靈驗地  
徳と傳へ。あらえど。ちくにたれあらじ。春事と  
あやまひ陪祀

三曰。奉幣乃法也。つともあやまつよせまひ。曰心と  
神極ふおれ。重手に玉串に取ふ。たゞめふむ絲手  
にて。左れ足よ陽。右をぬむ心。右の足小陰。天とむ  
こ溝ふして。廣前ひきるに。靜か志と。處と。如  
にて。内門よ陪祀。教と。蹲踞。自己のあらは性を  
神れ。至躬なり。室幣の神のみとまを有あり。祝言

乳月

之神はすとどりとれど。正殿の神の徳界をうる。  
奉供も神也氣生あり。あり又の法一ふ皆正  
くしてづくまつてに礼とひて。

四曰。神は事はみちは神也乃と云ふとぞきりて。  
ウ縁ぐるしの神燒をそのうじ是はる半夏人  
ちあわへず。況やんまとや。故ふおろうあるが如  
くにて。誠信よどゆき。からくしの神龜とはる  
きぬと。神意にうねらば。

五曰。社行の法い。恭敬乎とまは。神をこれまぬの

境あり。ことれふよりて社事は百箇され靈車もと  
等宗の仕方とて。いづくとももむねよ崇むと極め。  
恭敬乎とぞ

六曰。畜は法則い。又秋とよものするにあり。づくゆる  
五畜とい。火の忌。食は忌。行の忌。浴水乃半。則は文。  
されうち。火の忌。生は忌。產の忌。死の忌。一族の忌。ある。  
血の忌。月水。獸と食せる者。それこそは擇むる者と。火  
坂同づくせざ。あうち。食は忌と毛。豹。畜。牛馬犬  
奥。からい。坂含とぞ。行乃忌。煌車とまけ。血。鱗。產

嫁よみとす。戸取小ゆうべ浴水いまとく連宵。  
七日。二七日。三七日。流湯もま車と行ふ。則に祓除。祝  
言をもむたり。社人の清めをきか行ひ。時々奉宿す  
る。おれ。清めよ湯ありゆるをふせば。神とあづ  
く。お祓はうほまえある。

七曰。祭供はるやうけい。常小の神恩と慰し。別て  
は笑禍せらぬ。放る祭る時。別有来る法のと  
くに。殊略主と用ひす。狂(き)て疎(さう)もま車をあざえ。  
洁供の儀の法のとくに。やまきにをりむ車れ。

儉約とくとくす。みをあへ供物と祭供あくつに。引  
堂の先からわうべ。みを射へ小用ひ。はる具は。  
主祭てらしめ小納おうべ。の流よほくそれこそ祓  
流す。神と祭主と祓禊(はらみ)和(わ)以して。眩眼荒威  
れ事あられ。是神をまつれ祓すり

八曰。神事祓流。文ふとくらぬくにて。事とのどち  
小義理とつをそく祓事あられ。神代を正直に  
時うち。事記。全く史よ。義理の文とあざえ。後の  
人を。是圓の文を学び。それがあらきて理會と記す。

神文坂ば吳文と申むる也。寓説造言坂にて奉坂  
まぬられず

九曰。神藏乃體行もぎ。信坂先小一理と後よに理よ賢  
にあらざれば徹くわらべ。聖小向おほらざれば盡つくらべ。理不  
さぬうざれば知し小あざひあり。理よあらざれば邪よ邪よ  
はとも。かのかの神道じんとうをみみ。あうちあうち神じんの咎くわ  
ある。まことに聖せい。家いえを堅かたくして。実じつよつま  
理よあるまくめば。達たつきだともともどもも可か。

十曰。神じんは本地ほぢの场ばある也。跡あと坂さかする場ば也。

宗源神むねじんと本もとく每まい々まい神じん詔のぞみみ。又宇佐うさと本もとく。宮山みややま  
詔のぞす。伊豆いづ牧國ぼくこくと本もとく。春日かすが詔のぞす。御ご縁えんよほて。報  
はもおつおつす。放はなす。裔えを社祠しゃしよ達たつつて。おのく  
異ことあり。陰屋かげや。童服どうふくの間ま。喪服まほふくの際とき。出で郡ぐん。童服どうふくの時とき。小布こふと  
出で郡ぐんと忌きれ。退たま。詔のぞまげて。也よととらら。又また御ご消  
小こ。化か乃の詔のぞも理りより詔のぞす。則そち神じん去よ。社立た。神藏じんざうの者  
之のあざあざく。ゆるをふす。北きた。則そち神じん去よ。社廢わいる。十一  
曰。大社おお小こい勅ち使しと爲爲。國社くにも圓司まんじ小こ令れい。縣  
社けんも圓造まんぞう。余の下くだ。神經じんき始はじ眞まに。審しんに神志じんしつを正ただ。

## 司車

ぐ。毎年神を召して神の望とすを目に急じて  
鎮座とる。或々無事体むとは列ち神體えりて  
利う。あれべくとくに。諸神もふくまと。社領よ清  
きほうだ。その國を海元のふたり。神若天よりまを  
ぞ。列室作多す。圓は威さんをうだ。吳國東を  
侵さんとくあるよむ

十二曰。天下の宗廟へ大連され。ほり。大社へ。大德  
小德。大仁小に。小仁。大仁。小仁。大れ  
小れ。あとがある。すぐ。大神大祠へ。無位階の神

## 德地

官これよつて。寺階にて奉き。神と禮するより。  
國はヨモウひゆうて祀。社。瓊。おどる。あらば  
十三曰。神明いおのれ。天の君子うち。神職の者  
え。あさにそれと乃まとすべ。然る小神官やもひが。  
佛典れ興起すると。嫉み。儒文の弘行。ひご。佛。い  
大覺と。もくめ。儒。人倫。教。を。む。汝。家源。妨。ば。  
又裔え。故。そ。もくらば。れ。づ。の。時。有。て。此。圓。は。未。也  
も。う。も。る。ゆ。せ。ど。も。あ。も。う。も。得。也。つ。ば。む。一。他。也  
は。う。ん。あ。も。汝。も。ひ。う。は。こ。ま。う。が。ま。う。ひ。う。汝

天公

れとせ興るとい勤脩るある。そんあくこと  
手也ふり。いどむことい則共ふすれ。浦もよ  
とくはすめらち若子すまひ

十四曰。わの國々天子オニ・朝那可羨葦牙彦男等をも。又云  
セ代の天王列て天照。神元の國あり。神代ヒトコトニシテ人魂ヒトコトノソウと奉事ヒトコトヲモサシて。  
神明小混ミクニせず。人の世キタマハレよ隨スル。皇天王法臣  
連シドト。友人父祖シトトをあづむとふとも。神号シムラと以スル半  
あうれ。陵廟ミカタ坂カタマツ眞マサニはとくふゆも。ゑ礼エリ神事シムラと  
せきき。おれよ活スル芳野イリ。宣化エイハツ天皇三年。吉野金峰ヨシノキニシマツ。菟狹ウカヒ

水時

欽明天皇三十七年。豐前國菟狹ウカヒ。はぐとく。己現ヒノアリの靈神リキジン。すば  
にふそハ幡大神タケニシマツとあづれ給スル。はぐとく。己現ヒノアリの靈神リキジン。すば

社祠シムラとつゝ。ゑ礼誠エリシタマひとくられスル。

十五曰。天皇。神明シムラとあづの先シテ祭スルひて。神戸シムラ。社領シムラノシテの  
置宗田シムラノシテ。田地シムラノシテ。とま。強シテに神因シムラ坂カタマツ。小をシムラあす。  
神ねシムラとよみ。神友シムラとて有シムラ。輕シムラふく神事シムラと  
れシムラ。むとく。神シムラと食シムラ。神物シムラと費シムラ。名づシムラて  
盜巫シムラとく。うは神職シムラ。神シムラは事シムラと坂カタマツやめよ  
十六曰。神明シムラ。もく。釋迦シカ。法シムラ。隆シムラせん。半坂カタマツ。ひ  
終シムラ。社祠シムラ。おづて。天シムラと乃シムラ。威シムラ。威儀增シムラすシムラ。あふ。

品籠

法  
男

うろくの神れ法ふるあらざべ。着歎氏おのき  
ぐく神と以て。神祇をもて成佛きしめ。津古よ達る  
半坂終するもれ法ふおひそひ。ちづく制へどもめ  
て。僧とて修まることば。いせむ半あれ  
十七曰。佛典より西說の神石。儒文の蕃說の神道  
ある。大神の託宣と。神代の上事と云加多べ。一  
やもにをもとくらへ。あともとを精くして。神文  
は玄幽を述べ。兼て學びんばあふくらべ

和琴

釋氏憲法

一曰。大道をもとめて。又倫理締し。和合<sub>（伎葉モ居）</sub>文戒の傍  
ふれ合ひ。生成す。垂闘場<sub>（小字絆度）</sub>小<sub>（小字）</sub>住は。され僧の仕方  
うち。欲あき放す。おろづくやどりだ。我あるが故  
にわの行<sub>（行）</sub>きりすくひかし。是とひも<sub>（三度）</sub>三度<sub>（佛法の道）</sub>  
よ入る國れほどもく。はうるにあく。然る欲ん  
忿怒<sub>（えんど）</sub>生<sub>（す）</sub>。己我と<sub>（き）</sub>共<sub>（き）</sub>して。和德をもく。あひ闘<sub>（ぎ）</sub>争<sub>（さう）</sub>  
城あさび。倫と廢する盜<sub>（ぬま）</sub>とく人中<sub>（あらう）</sub>小置て。人の念と  
あくふをく。道が廢する賊とく。佛氏の中<sub>（ゆう）</sub>置

て佛施化食とほどもひらず

二曰。釋典も三國の通じて家やく爲すり。百機のゆ  
極あり。賢者い賢にして覺道はうとび。思者い思して  
にして因果とある。近べて改道はみちびき。治め  
そむ興廢を僧道はある。僧あらう者は是をすまべ。佛  
法涅槃うるあひ。法を失ふ。僧もまことわらぶ。

三曰。戒も諸佛極くよしむ門なり。故乎法身は  
舍那ハ。華藏小先說。盧舍那佛。蓮花臺居世界にて。應化乃  
は戒品と往來。梵網經の如く。

釋迦ハ鹿野苑が先說き。五化とも。般若も應身佛あり。鹿野  
にて。尼僧も。戒城をも。僧は教に入る。戒どもあれば  
僧ども。戒よあるは。それ僧なり。或をまうぞくの僧  
にうちじ。心も。戒よ信る理り。德も。戒小僧て成る。五戒  
破滅は少つも。いまとおほきじふ化きて。何ぞ人をな  
むや。お化國と。善く遊民あり。王者は放流たり  
四曰。戒宣慧も。佛典の大綱あり。機小淨の家教。  
千方百科あり。大綱は離れてやむに別立て爲ふ。  
戒ももれ定ハ。あれより。ゆれ宇もあり。定すれど乃

慧も。これ礼慧あり。戒定慧の三學す。主す佛門立。

三學壇も。佛門も。す。

五曰。講を。すすむ。僧尼。信男。修女。の四部。法導を。す。  
きて。僧俗を。す。戒律の義と。空慧学と。の約あ。す。  
しも。直俗中。純三縕と。講じて。在家出家住と。兼  
ゆれ。間ふ。と。あらす。十界。法導じて。す。

三惡。地獄。餓鬼。畜生。を。莫。二賢。智。聞。同。上。と。莫。二聖。菩薩。と。求め。四恩。父母恩。兄弟恩。と。溝  
ぬ。ある。二。一。聖。佛。と。求め。四恩。四王恩。三寶恩。と。溝  
ぶ。父母を。う。と。び。王者。ば。う。や。ま。ひ。人倫。と。勧め

三寶。小。ゆき。む。又。善法。導じて。す。若。い。五戒。を。り。善  
と。ほく。して。惡法。経じ。む。五心を。卒。尔。君。求。没。毫。潔。淨。等。流  
講じて。性理と。曉。し。圓成性得。境界。小。経。せ。す。む。  
この。聖者。乃。化。を。ま。く。み。ち。ぢ。り。或。そ。お。の。と。う。執  
する。道理。よ。ま。く。せ。す。説。ば。七佛の通。である。教。す  
あらば。お。こ。く。る。佛。を。す。て。小。經。と。れ。檀越。以  
て。罪。人。と。れ。す。む。

六曰。僧階。も。と。戒。よ。信。も。立。つ。ま。ご。姓。ゆ。く。ば  
え。と。う。り。す。比丘。を。上。座。一。沙汰。ハ。下。座。に。是。古。佛

は法節ぢり。或々朝寵あそをきのみ。或々藏紀くわみと爲み。  
あるきて位座應對いのくわうたいにあらざれば。此何ぞ佛乃徒  
あるむ。即ち俗徒よふ

七曰。僧そうは一體三寶さんぼう。二宝一味ふと。に住すむ。住持三宝じゆじ  
本の仏道ぶつとう。法ほう。利り。發源はつげんの傍そば。よ幸こうつて。んうます。身みおこもくば。晝  
夜やつとめて。時ときはうつさび。於おも活民かくみんを。農のうを勤め  
て僧そうがあらふ。僧そうはと含ふくで。僧法そうほうをほとえずんば。  
そは罪つみのども不取ふしゆ。僧老尼そうろうとおそねざれど。檀  
越だんえきの罪遮つみさくをも爲つくむ。

八曰。僧そうをあると。深くもづけ。古佛こぶつの在いたは。故  
見みよ報佛ほうぶつ。報去ほうごを。もきまされ。或々理解りやくして。代し古  
佛ぶつか。自性じせう是ぜぢりと。又諸佛しよぶつを。これ理りれ名。  
皆みなの入いる。と。成佛じゆぶつの人ひとを。汝な悟むて。何な考  
えか。あるむ。又云。佛ぶつは。感應かうようある。此涅槃にべんの感應かうよう也  
す。づく信しんは。住すむ。法佛ぼつぶつは。三身さんじんの境界きょうがいと。云いふ  
九曰。一佛小帰こくい。一法いっぽくは。信しんす。悉地悉地と成なする事こと。され  
佛曲ぶつくは。一義いぎを。是ぜが一行いつぎ三昧さんまいと名なく。よま。虚妄きよもう

河くじ。又大を小あらず。叔氏の掌におひそて大道せし。王道行政よおひそてハ利河くじ。佛と聖が中れ聖あり。我卑の道れ。ムが中れ公なり。私小の理れ。菩薩僧々君う中の君あり。俗野乃行ち。己にて諸悪莫作。衆善奉行。みづくまもと清く。あるる大道うち。大道は無くはずべから。一行も別不發

はく

十曰。佛典ふハ冥府と明。而彼と稱す。不義は者。をへはみちきとくとく。冥府乃惡報

初の時も。惡事はもある。又佛界と明。善果は。明に。學者學習の業とまつりとく。佛界善果をすとく。則願と善はおもて。僧志みどりにやまと。妙經とて富去とれすまふれ。十一曰。大藏小。如來一代乃。雨とく。晴は清む。敵を伏し。孔を治る児法ある。賢僧おはく。修すとく。強は得。世に徳あり。これ佛典と。天服。神帰。龍帰。鬼降る能ぢ。或らその能あくば。何とてう冥府幽地とども。寧あくまじや。そ僕の有を。

僧者れ徳よあマ

十二曰。小乗も。神もといひ。沙汰うりも。怪んじ  
大乗。高地くみち也。貴て菩薩ぼさと。吾國ごくと。神國しんぐ  
にて。佛ぶつの神じんも。菩薩ぼさの行いわと。まよまよ。佛ぶつと成神せいじんも。佛ぶつ  
乃法なほの神じんも。菩薩ぼさ化の神じんあり。佛ぶつ菩薩ぼさ也。未満神みまんじん也。佛ぶつ  
乃法なほの神じんも。菩薩ぼさ也。未満神みまんじん也。小乗も。ヨゴよご圓えん也。程てい少すくな也。  
キモきも大乗だいじゆと。学がくび。ものなら。神明じみやうも。つとべ

十三曰。大乗に。勝まさる。方便ほうべんあり。念佛ねんぶつ。密咒臺みつじゅだい。  
真言羅敷消らふけき。大乘妙經だいじゆめうきょう。樂らくも。說法せつぱのよ。  
お経おきょうそらふきげも。罪ざい加かるに似たがり。實じつ小こあめあめ。

すくする。尼ねと。それ。念願ねんがんは因縁いんえん薦すすく。引ひく。ばひひ  
急いそと。あくあく。善ぜんはれと。あくあく。入いは。義智ぎちは通とおは總そう  
一いっも。惡人ごんじんと。これよ。向むかざれど。善ぜん小入こいと。篤だつ  
ぞぞも。も。妄もうよ。や。そ。の。七佛しふは大道だいどうと。よ。づ。む  
十四曰。辰ちん旦たんの大徳だいとく。佛經ぶつきょうを。教おするに。それ。理り解げ  
きて。云い。辨べんと。失うしなて。寓言よげんと。れる。ある。佛ぶつと。聖せいが。中なか  
要うあり。何なぞ。虛誕ううたんと。ゆく。又。神じんが。中なかは。神じんなり。造つくり  
ぶぶく。も。あ。け。ま。れ。佛ぶつ説せつを。ま。宣せんせ。中なか乃。真まことなり。  
事ことと。く。に。韋ゑの。と。く。あ。ら。む。は。い。ち。と。ま。り。に。理り解げ

時水

東五憲江

卷

三

ちよとむら。すみうち妄トね川

十五曰。外道地獄の後はもつて。これと方便の說  
とくまく方便の名目とはるまて。ちよとむらは坂仮  
に有されし同あまくつ。はく傍ゆも右子因じき  
見不ありてあまく。汝なんぞ梵學ふうとうや。  
梵の階級とすすれ名あり。無依依取て者とせば。  
おきいと社會をつくるのちり。あくべ則人をあざむく  
小あくべや。や一或を傍モ欺くれば後をもむ

神鬼も。何ぞ是とそびて。至王世尊は後とゆめひや  
十六曰。辰旦ニ宗あり。推古帝时。日本よりまく。宗とある  
つよひ。そなへ執する所。教とくれば義理のゆゑに  
極め。あなり。ぬまぐ自と代とあくべ立す。あくべひ  
をひまく。宗れ。宗れ。獅子の身の中の虫はや。己ふ  
生ぢて。おのれと食己をく。又兩虎は身にゆく。至  
小あくべ。傍の狐はもよ食される。又檀越とて鬪  
あむにくる。圓はみぞれは是く。起る。佛道は破也。  
王政とあくべ。もく。尋找小入。尋找本とくべ

品籠

勅五憲去

罪

四十

法鴟

附言

勅小曰く。朕幼弱わいじやく也。爰にちか爾大綱おさ字じ繼つづだ。爾未何役にちか以もと萬國まんこく對たい之を。列祖れつそに事つかへなむ。夕恐懼よ。  
堪たまらたまるたまり。朕あくに百官ひゃくがん諸侯しょこうと度わたく相あむ。列祖れつそ  
純じゅん御ご偉わい業ぎょうを繼述つづ。一身いしんの艱難かんなん辛苦こうく問と。覩うながら  
四方よのを經營えいぎょう。汝な徳とく北きたを安撫あんび。遂つい尔そを万里まいりの波濤はとう  
拓ひら開くわ。國威こく威を四方よのに宣布ふはん。天下てんかを富岳ふがくせ安きに  
置おきむ。と汝な欲ほれ。朕あ一度いちど是あよ興あがれ。非ひ常じょう尔そ覺おぼる。朕あう  
志し一いつとああくく。汝な億兆おく。よく。朕あが志し。汝な體認たいにん。相あい

て私見を去り。公義を採。朕が業を助す。神州を保全す。列聖は神靈を慰め來まつてあば。幸甚。

辰三月二十四日

かく勅意を拜承へむ。感涙する事あり。何れよ往し。何とも身命を奉らば大恩に心ほひ。ける者も。きりて耻る。うらも激發し。有志と見ては。往きぬ耶。隨今謝済の志へば。莫効す。金。勅して非常に驚す。朕の志へばも。うらひとの如く。徳う恐はせば。さき。古語よ。非常は言ひき人の耳よ逆ふと。

神あるむ。此言。北。北。八耳皇子。夢馭の内。金仙。告。告。う。多。非常。と。ア。リ。神。文。と。以。て。天。神。冥界。地。心。堂。を。ゆ。上。家の。記。録。を。伝。す。皇上。神。寧。幸。は。に。其。天。相。高。妙。山。の。上。虛。莫。天。と。初。生。九。天。六。地。相。分。明。あ。幸。堂。は。さ。い。か。一。走。く。あれ。常。人。は。耳。に。通。ふ。只。知。る。人。し。そ。と。く。わ。若。は。大。紀。を。捨。て。旧。事。紀。古。幸。記。日本。紀。乃。二。略。書。よ。ね。玉。小。紀。ど。吾。國。祖。神。と。て。ヨ。メ。子。属。を。取。り。す。に。仰。く。う。い。と。あ。れ。ど。天。主。を。天。地。を。造。る。人。神。を。産。と。く。ば。る。年。

此ニ書キ。天地開キ時ナム乎神也。天之御中主尊と  
ノゾミ。天主所造れど也。中に生ム神也。天主所造れど也。恵  
天主所屬と御ふ。故バ敬神愛國の勅言也。違ひ  
有。脛神蔑國也。あるに曰。若此大本紀小経也。  
天地未開先神二代。次尔四代九天中の  
第五重天。凡兄弟は男形。才子は  
獨化。各七代中の。第四代。天也。と笄く。神俱生。  
女相創アリ。故るに彼下王始ト男女誕產生也。漸くは  
第二代の神小也。故尔吾元祖神より  
見れば彦神也。故るに尚一姓。彼を称して。天神

の部尔入ミトトモんぞめ。再往ハ是六比中れ往あり。いに  
やすれバ。彼の創世記曰く。首日小上帝天主創テ天地と  
造る。其地虚曠天也。淵滄海也。晦冥也。ち北辰。晦冥也。故  
尔知。九天乃光潔也。六地层也。冥也。又上帝曰。  
煦育水面。とは是我六海の一も。又曰。即光其光為晝。其  
暗為夜。育朝有夕。是九天也。六地為壤。謂  
水滙。為海。其地生草木。四日に分晝夜。令三光麗天。五  
日平造水中奧類。六日小造。六畜昆虫走獸等。と云は。

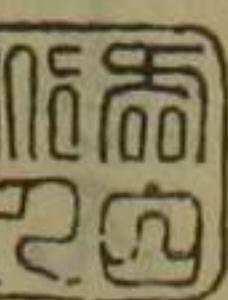
吾地神社神用として。文已小晦冥々として。五下え隠乃所往にあらず。隱山のふはす。六地已下は神ぢれど。至寺士代乃属とれる。敬神愛國法。勅意正す成べ。然ぞ三紀を略す。彼が耻。うらめ。坂吏むらひ。志うべ此大紀の選用もべき旨にもて萬國卓立。勅意滿足。乃一助に成ること。花頂は神阿士。二十数年の勉強。以もて。大紀の徳を顯し。且東京を遠す。月あづべ。文部省官は彼印を垂拂す。侍闇乃有志。かくはう。草稿し感仰がた云々と。予も亦此講説とす。今は

盛景は見ゆ。極せ小堪じ。けよしも。上元復古の時。王政一新の天運を開き。折しも。聖德皇大字は遠忌に中止。神武帝復古の憲法。儒氏の。ある。源沒。二百三十年來。ひ廢は興。千有餘年乃神祕と頴。一新は。而も。天皇の擁護といふ。天皇の。いとも。聖皇を子は。莫加めらむ。方今未曾有一刻乃大活眼。萬國招開の威勢と。輝。うらめ。此官印に懸知。一奉ふ。神武帝は神靈。小。ひび。何ま以て。のは。書葉に。ゆる。その。收。被。袂。包み。難く。行ふ。

補予之化報國の爲に。守令主をばべきは時運あり。  
称づくい上天欣承れ足矣。おほき意が絶えむより。  
競ひて 勅意を成ざるべくと後励す。捐もれて 龍顔  
はるをあこむじ年後待々しさばどまは闇の岸  
もゆえ。務立道は未曖めりとぬ癡言ばほびを。志一  
ひも人を追ひとてたゞ舞

壬申六月天赦日南都東大寺四聖坊

紫磨黄金院 僧正義海謹誌



附

羣書一覽此書の題の如く、書名巻數等を知る書肆の急用に付して、義子於て正伝するもの也。然者惑ふ事あり。義俊曰。大舊事紀。潮音の偽作ありと云ふ。と云ふ。楠氏此大紀三十卷と見。と云ふ中少別と未然本紀と云ふ。楠氏此大紀卷と見。と云ふ中少別と未然本紀と云ふ。尔出づ。又軍旅本紀を用ひて。武威以異邦小称せば。是と賢息正行。遺属せば。楠氏七卷傳。記に所謂る楠公を元弘年間の人ふとして。延宝は潮音爾先立年四百年をもと。其四百年後の人ふ偽造とも云ふ。と云ふ。又皇太子は題ひ。先代舊事紀なり。大成經は

名ハ太子薨後ニ議勅許アリ。又推古帝セハ聖德年セハ聖德  
皇太子奉勅ハ修ム官ル天皇ト始奉エ。聖皇  
太子馬子御食子川勝鎌兄六家記錄司日本紀一書曰ト  
の序ノト同紀と又僧小ハ惠慈豐國儒ヨイ學等衆議シ  
五憲法の序小も製立派書曰又シテ有ス故ヨ各家草稿の本矣ニて往  
往シテ聖皇曰又天皇詔曰等ヲ記せマにて。獨製シテ知ル入鹿ノ亂ヲ燒盡シ之ヲとメ。此諸家の草稿を知ル有スナカトダ。日本紀廿四卷曰蘿我大臣蝦夷等臨誅悉燒天皇紀及  
廣博カんド草稿ヲ清シ小シ真シ情シ以シ素シ一シ行ハ、  
然シるに入鹿ノ亂ヲ燒盡シ之ヲとメ。此諸家の草稿を知ル有スナカトダ。日本紀廿四卷曰蘿我大臣蝦夷等臨誅悉燒天皇紀及  
國紀珍室船惠足耶疾取所燒殘國紀而奉中大兄文是故  
百四十卷而今所流布者只七十二卷、  
蓋シテ纂疏所燒殘呈者指寫具ヲ別記例セバ秦始皇帝天下ノ儒ニ曲シ

燒盡シ之ヲとメ。今観ナ諸國小充滿シ之ヲとメ。今此  
大部現本ヲ野山カ察本由緒シ鷦鷯シ本長野本等ニ三古異  
本ハ。其年代シテ知ル古本或ハ元和宝曆天明ノ寫本ト  
刻本潮音鷦鷯本とシテ長野按察ニ二本校合セ若十六卷ハ天神地神并高  
山等の造作する所相シ。古シ日三書小畧スする所をとシ方今の  
大急務シテ卷數區々ナたり。又紺紙金泥等ハ諸本諸山神社小祕  
傳ナと枚舉シべシ。且延寶ノ燒滅シ偏學獨シ執政  
公私セむシ也。武權ハ小懦シ也シ所爲シて根本神書ト因  
之シ遇シ。一新シべきは才一なり。方今天運復古ノ神威シ  
万國ハ振起シ勤王護法ノ至要ト天下ハ有ス同熟覽シ後シ  
シ。但シ後人ハ潤色シ真偽トの論シ至シ。古書異見

區々あること。此書より局ごくも。今に只も下實用古事記  
かるがれと要とて。一人の全書も、悉く信せば書かれておらず、序文等  
必ずせざんば古代の文明開化を忘滅し、殊に癖學疑議の説といふ。  
諸々有志同心し、勤め給ひんやうと、此大紀より選定する。十卷曰  
其疑議所論ふまさらば。曰く此大紀より選定する。十卷曰  
事紀中に三代格中小定る桓武天皇御宇 摂津國名存するゆゑに。  
偽といふものあれば。何小それとば。日本紀二十巻小め  
亦出せば。偽也すぐも。大紀推古帝廿八年小も桓武帝元年まで百六十八年とより、又這字也、  
宋朝小始まるもは。此本紀小る。本紀後偽の説と言  
もはあれども。宋より六百年前、梁王所集の玉篇小も出  
は字あどば。これと以て偽也すがをにあらば。此の如き明證

疏ちうば。自所見は及ばざるは顧ぞりて。國紀根本は本紀と  
全偽ともいふもの。誣るの甚しきぞり。旧事古更、日本  
紀の三書を信だ  
我天神とて主は属とて若大紀を佑ば。彼天主とて神孫の属とて其損徳  
を見よべ。而して主は後とて主は神孫とてせんとむそひを至耶。蘿の魂魄を今  
托して我神が程萬り、且此餘百端の怪ひも。百紙小列記一流布に  
怪しうべき極なり。人の加るやうもあなり。伏して清奉る。神孫くる者。  
誰う神恩とぞぞる。若夫思ふ時に。此大紀を佑す。天主  
の属とあらばるのみをうば。還て彼故属従とて。我天地の  
神事天政の大功ある事辨知すべ。若うれ化辨へ  
和魂勇進せば。此古書れ中に。後人之潤を混乱せび。方圓  
卓立れ一助す備へ奉るが爲めと。はると皆見ぬもて。

選舉するより能まるのをあらば。全書と云ふ偽りて。國宝の古色。根本草稿と因るにいふが、請ふ勤よや神孫近來衆議して。主官を取ると。後人の言にらかくれぬ。况や千年は古色。神事の故典。何ぞ熟覽せざるべし。併ぞ勉強せばるべき 神阿謹評

拙堂文詰

齋藤記

本朝文章以上宮太子憲法十七條為最古憲法之成在推古天皇十二年實當隋文帝之末年故其文有漢魏遺風矣文此言可謂至當哉

官許

明治五壬申年五月

華頂勸學院藏

製本所 大高氏  
弘通所 澤田氏

